

よみがえれ！
有明訴訟弁護団
(後藤富和)発行
092-894-1781
090-9602-0700

再び信義則違反

長崎地裁第一回弁論

7月14日、長崎地裁において、よみがえれ！有明海・小長井・大浦漁業再生請求事件の第一回口頭弁論が開かれた。この訴訟は、諫早湾内である長崎県小長井町（現諫早市）と同湾近傍場の佐賀県太良町大浦の漁業者らが諫早干拓南北両排水門の開門を求めたものである。

漁業被害と諫早干拓との因果関係については、先の6月27日の佐賀地裁判決において諫早湾内及び近傍場の漁業被害と諫早干拓の因果関係が認められたこと、及び、国・農水省が、同地域における諫早干拓による漁業被害の発生を認め漁業被害補償を行い因果関係を自認していることから、因果関係はもはや争点にはならない。それにもかかわらず、国は、訴訟の場において因果関係を争う姿勢を示した。この国の姿勢は禁反言の法理（注・下）に反し信義則違反であると言わざるを得ず、佐賀地裁判決に続き、国の信義則違反が問われることとなる。

注：「禁反言の法理」自己の行為に矛盾した態度をとることは許されないという法原則をいい、民法1条2項の「信義誠実の原則（信義則）」から導かれる。6月27日の佐賀地裁判決で国の態度が「信義則違反」と厳しく断罪されている。

開門・空手形

国 開門協議応じず

長崎地裁第一回口頭弁論において、漁民原告らは、開門に向けた協議を早急に行うよう和解を迫った。これは、佐賀地裁判決後、若林農水大臣が「開門調査を含め今後の方策について関係者（当然、漁民原告は含まれていきたい）」との談話を発表し、鳩山法務大臣も数ヶ月内に開門にむけたアクセスを実施することを条件に控訴に同意した経緯から、長崎地裁において開門の協議を行うのが、いわば当然の帰結であるので原告らが和解協議の場を迫ったものである。これに対して、被告国は、「現

段階では開門協議は必要ない」として和解拒否の姿勢を示した。

国の開門協議拒否の姿勢は、開門にむけた関係者の同意を得ながらの検討を約束した農水省談話に明白に反するものであり、「農水大臣の発言はやはり嘘だった」「開門調査は空手形だ」「何度、漁民を騙すんだ。許せない」と漁民たちから批判の声が相次いだ。世論の批判を回避するため開門をちらつかせながら、法廷の場では開門に向けた協議を拒否する、国・農水省の姿勢は信義則に反するものであり、佐賀地裁判決の断罪を受けても農水省の体質が変わっていないことを表すものである。

県知事責任転嫁

長崎県民の声

17日、朝日新聞「声」欄に「県知事発言は責任の転嫁だ」との長崎市の主婦の投書が掲載された。この投書に現れているように、多くの長崎県民は、有明海の再生を願い水門の開放を望んでいる。現在、有明漁民の元にも多数の長崎県民から「長崎県民がみんな長崎県知事と同じ考えだとは思わないで欲しい」との手紙や電話が相次いでいる。そこで、この投書を以下に引用する。

6月27日の佐賀地裁判決は、胸がすつとした。国営事業諫早湾干拓の堤排水門を開門するよう命じたのである。長年、漁民らは有明海異変の原因究明に中・長期開門調査を切実に求めてきたが、国は無視してきた。そんな国の態度に、「因果関係の立証に協力しない姿勢は、もはや立証妨害」と言い切った。

ところが、情けないことに国は控訴した。あくまでも「ごめん、無駄な公共事業だった」と、認めたくないのだろう。

もっと情けないのは、地元の金子原二郎長崎県知事である。係争中にもかかわらず、干拓地を貸し出し、営農をスタートさせた。それなのに、地裁判決に対し、「開門で営農に使う調整池の水がなくなれば、どこが責任を取るのか」と、責任を転嫁している。さらに驚いたのは、長崎県知事の長女と谷川弥一農水政務官（自民、長崎3区）の長男が取締役を務める農業生産法人の会社が、干拓農地を借りていることだ。ばれて取締役を辞任したようだが、「営農」「防災」と言い続ける知事の言葉がむなしく聞こえる。諫早干拓は、周辺地域や政治家たちだけの問題ではない。海も税金もみんなのものだ。そして、それらは未来へ引き継ぐものである。私たちは「関係ない」では済まされない。